

栃木県知事 福田富一様

2020年6月17日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林年治
日本共産党栃木県議団
代表 野村せつ子

新型コロナウイルス対策に関する要望書Ⅲ

新型コロナウイルス感染症は6月2日以降、県内での新たな感染者は確認されていませんが、社会・経済活動が活発になるにつれ感染拡大の不安もつきまとい、第2波への備えも叫ばれています。消費マインドや売上げの落ち込みはすぐには回復せず、くらしも営業も追い詰められています。6月補正予算により新型コロナ対策予算の総計は400億円規模となりましたが、十分とは言えません。国の2020年度第2次補正予算では、国民・地方の要望を受け、緊急包括支援交付金、地方創生臨時交付金等の増額が打ち出され、地方自治体が使える財源も増加する見通しです。また10兆円もの予備費は、国民・県民の要望に応じて有効活用するよう求める必要があります。

については、日本共産党として3回目の要望書を提出いたします。これまで提出した項目とあわせ、実現を求めるものです。2020年度第4次補正予算の編成などにより、十分な対策を講じられますよう要望します。

記

【くらしと営業】

1. 国の持続化給付金受給の対象がフリーランスおよび今年創設した事業者にも拡大されるが、売上げが昨年より50%以上減少した事業者に限られていることに変わりはない。20%でも売上げ減少が続けば事業者は廃業に追い込まれる。宇都宮市などは国の給付金の対象外の売上げ減少率20%以上50%未満の事業者への応援助成金制度を実施している。県として、このような市町独自の支援金事業に対し補助する制度を創設すること。

2. 家賃支援給付金が創設されるが、国は5月から12月において1か月50%以上売上げが減少するか、連続して3か月で30%以上減少した事業者を対象としている。後者の場合、給付が8月以降になり、救済が間に合わなくなることが懸念される。県として国の支援対象の枠外の事業者を支援する制度を創設すること。

3. 事業主から休業手当の支払いが受けられない中小企業の労働者に賃金の8割を給付する休業支援金が創設されるが、アルバイトや派遣労働者も対象になることを広く県民に周知すること。また3か月契約など短期間の契約を繰り返す派遣労働者の場合、契約切れで休業支援金の対象から漏れてしまうおそれがあるため、派遣事業者に対し雇用継続や派遣先での契約継続を働きかけるよう県として要請すること。

4. 雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金等の給付が遅れることにより、失業や倒産、廃業が増加することが懸念される。申請手続きの簡素化、「事前申請」から「事後審査」への切り替えを国に要望すること。また事業、雇用の継続のためただちに給付が必要な事業者には県が「立て替え給付」するなど救済策を講じること。

【検査・医療・介護対策】

5. 安心して経済・社会活動を再開するうえで、感染者の早期発見が急務となっている。

- ①感染が疑われる人——ごく軽症を含む有症者とすべての濃厚接触者の PCR 検査をすみやかに実施すること。
- ②集団感染が疑われる場合は、濃厚接触の有無にかかわらず事業所、施設の利用者を広く検査すること。
- ③医療、介護・福祉従事者と入院患者・入所者への検査を積極的に行うこと。
- ④感染の広がりを把握できる抗体検査、短時間で検出できる抗原検査を組み合わせ、状況に応じて実施できるようにすること。

6. 第2波に備えるとともに、恒常的に感染症に対応する体制を強化する必要がある、県内9か所の健康福祉センター(保健所)の体制を抜本的に強化すること。県保健環境センターの検査機器の能力を更新・増強させ、検査人員を増やし、十分な検査試薬等を確保すること。

7. コロナ患者の受け入れの有無にかかわらず、医療機関は大規模な受診抑制により経営危機に直面している。また地域の病院・診療所等が連携して患者の治療にあたり、地域外来検査センターの運営に協力するなど地域医療を支えるために貢献している。新型コロナウイルス感染症対策医療機関協力金の枠組みを拡大し、受診抑制等により経営が厳しくなった医療機関にも協力金を支給すること。

8. 医療崩壊、介護崩壊を起こさないために国に以下の要請を行うこと。

- ①医療機関、介護事業所の昨年度の年収を確保できるよう公的資金を導入すること。
- ②医療機関、介護事業所で働く労働者の昨年年収が確保できるよう手立てをとること。

9. 国民健康保険制度の傷病手当が新型コロナウイルス罹患者にも支給できることになり、宇都宮市など6市町ではすでに条例を改正し、今後、全市町で改正する予定とのことである。罹患した際の生活不安を減少させるため、申請方法も含め加入者へのすみやかな周知徹底をはかること。

【社会・文化活動】

10. 県民が社会活動、文化活動等に利用する会議室、ホール等は、感染防止のため定員より広いスペースを確保しなければならず、これまでの数倍の利用料金の負担を余儀なくされ、活動を制約されかねない状況にある。県有施設および県指定管理施設の会議室、ホール等の利用料の一部を減額・補助すること。

【学校、子どもの教育】（教育委員会）

1 1. 学校再開後、土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、7時間授業などで授業をつめこむことに父母からも不安の声が上がっており、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねない。子どもたちの状況に応じて学校現場で柔軟に対応し、「学習内容の精選」ができるようにすること。

1 2. 国に対し、小・中学校1クラス20人程度で授業ができるようそれに見合う教員・スタッフを配置するよう求め、県も財政負担すること。県立高校においても同様の規模で授業ができるよう教員・スタッフを増やすこと。

1 3. 学校現場では、遅れている授業への対策のみならず毎日の消毒、清掃、健康チェックなど感染防止対策として今までにない多くの業務が生じており、これらに教職員の多忙化が加速している。教職員が授業や子どもの指導に専念できるよう負担軽減をはかること。養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、学習補助教諭の増員、清掃・消毒・オンライン整備などのための支援員を配置すること。

1 4. 特別支援学校は、もともと設置基準がないもとの深刻な「密」となっている。学校を増設し、密状態の解消をはかり、通学時間を短縮して感染防止につとめること。緊急対策としてプレハブ建設などによる場所の確保と教職員などの増員を早急に行うこと。

以上

県政記者クラブ 報道各社御中

2020年6月17日

日本共産党栃木県委員会

028-658-4302

日本共産党栃木県議団

028-623-2623

資料提供について

日本共産党栃木県委員会と日本共産党栃木県議団は、本日、福田富一知事に「新型コロナウイルス対策に関する要望書Ⅲ」を提出しましたので、資料提供いたします。

日本共産党栃木県委員会から小林年治県委員長、小池一徳書記長、県議団から野村せつ子代表が参加しました。斎藤文隆秘書室長が対応しました。